

県民生活センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 38 号

県民生活センター管理規則の一部を改正する規則

県民生活センター管理規則（昭和 45 年岩手県規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(開所時間)</p> <p>第 2 条 センターの開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 日曜日 午前10時から午後 4 時まで</p> <p>2 [略]</p> <p>(休所日)</p> <p>第 3 条 センターの休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>土曜日</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(開所時間)</p> <p>第 2 条 センターの開所時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>土曜日及び日曜日</u> 午前10時から午後 4 時まで</p> <p>2 [略]</p> <p>(休所日)</p> <p>第 3 条 センターの休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。